

## ソ連における家族問題

—家族消滅論と家族強化論—

嶋田津矢子

## I ソ連の印象

1968年夏と1972年の夏、私はソ連を訪問する機会をもった。最初の訪問では、誰一人の知人もなく、ただソ連旅行社「イントゥリスト」に頼ってモスクワやレニングラードなどで、かねてから旅行者として興味を覚えていた風物と、そこに生活する人々のあらましの印象を得ることで、精一杯であった。しかし4年後の訪問では、キャンプで開催された第9回国際寿命学会にまず出席して、ソ連の社会学者たちと近付きになる機会に恵まれ約1カ月半のソ連圏滞在中に、種々の社会施設や国営農場・コルホーズの見学、コーカサス地方への旅など、やや精力的に観察する朝夕を重ねることによって、日本とは社会体制を異にするこの国の社会状態について、従来文献を通してのみ想像していたのとはかなり違った実像のソ連が、次第に私の胸中を往来するようになった。

訪問前の準備のための若干の読書と、実際に見聞した印象とは、新しく入手した文献を帰国後精読することによって、幾分体系的に概念づけられてきたように感ぜられるけれども、いわゆるソ連学(sovietology)に全くの素人である私には、その真相を理解したというよりは、むしろそれを如何に理解したらよいのか、と迷うことの方が多くなるばかりで、ソ連は、私にはあまりに多くの謎を秘めているように思われてならない。

私がかってソ連について読んだ最初の書物は、フランスの文豪アンドレ・ジイドの『ソビエト紀行』(1936年)と『ソビエト紀行修正』(1937年)であった。西側の優れた文学者の眼に映じた初期のソ連社会が、その後、どのように成長し変貌しているかを知りたいという素朴な知識欲が、私の旅情をつねに新鮮なものにした。『紀行』のなか

で『ソビエト以外のいかなる国にあっても、これほど深く人間的感情を味わえようとは思われぬ。……他のいずれの国においてもかくまで青春が愉しいものか、われわれには疑問である。』と記したジイドは、そこでは十分に述べつくされないものを、その翌年の『紀行修正』で補足したのであるが、その末尾は『ソビエト連邦は、僕らが期待したもの、彼自身が約束したもの、彼自身がまだかくありと見せかけようとしているものでは、既になくなってしまった。彼はあらゆる僕らの希望を裏切った。僕らがもし、希望を失いたくないと思ったら、余所へその希望を移すより他に仕方がない。光栄ある、そして痛ましいロシアよ、最初、お前は僕らの模範になってくれることができたが、今や悲しいかな、お前は僕らに見せてくれるのだ、革命というものが、どんな砂の中にはまり込んでしまいうるものかを』(註)という、俄かに語調も暗い批判の言葉に変わっている。そしてソ連は、革命50周年記念祝典を迎えたのである。ソ連社会の成長が、ジイドのみた明るさをいかに進展させ、また暗さをいかに乗り越えてきたのか。

〔註〕アンドレ・ジイド『ソヴェト紀行修正』堀口大学訳、1937年、130頁。

ソ連社会の一般的発展を、欧米諸国との比較を背景に観察することも、興味あることであったが結婚や家族、児童問題の研究に携わる私には、ソ連体制のなかでのそのような問題領域が、いかなる実状と展望とを背負っているのかを観察することは、とりわけ関心の深いことであった。1967年初秋、好著、A. G. ハルチェフの『ソ連邦における結婚と家族——社会学的研究の試み』(A. G. Kharchev の原書は1964年版)の邦訳(訳者寺谷弘王)が出たが(ハルチェフは、ソ連科学アカデミーのレニングラード支部哲学部主任として、ス

ターリン死後のソ連家族問題研究の代表的人物である。) , 彼の論文 “On Some Results of the Study of the Motives for Marriage” は, Paul Hollander, ed., *American and Soviet Society, A Reader in Comparative Sociology and Perception*, 1969. の「ソビエト家族」の項を飾る重要な文献であった。ソビエト家族問題を知るには, ソ連で8年間の研究を続けた米国サンフランシスコ, 州立大学の Bernice Q Madison, *Social Welfare in the Soviet Union*, 1968や, また Alex Simirenko, ed., の *Soviet Sociology*, 1967. および *Social Thought in the Soviet Union*, 1969. また Karel Hulicka, and Irene M. Hulicka, *Soviet Institutions the Individual and Society*, 1969. Robert J. Osborn, *Soviet Social Policies, Welfare, Equality, and Community*, 1970. があり, 最近の Walter D. Connor, *Deviance in Soviet Society*, 1972. や Nancy Rollins, *Child Psychiatry in the Soviet Union*, 1972. も側面から家族問題の所在を明らかにする注目すべき書である。公刊の時期はやや古いけれども, Herschel and Edith Alt, *Russian's Children*, 1959. は, ソ連における児童福祉の最初の報告書として, ひろく読まれた書で, 教えるところが少ない。

最近わが国読書界を賑した鈴木俊子『誰も書かなかったソ連』(1971年)や, 木村明生『なかから見たソ連』(1971年)は, ジャーナリストの感覚から, ソ連市民の日常生活のなかから瞥見される家族の動きを伝えて, 参考になるであろう。1972年の夏, チェコスロバキア・プラハの日本大使館に, ソ連通で文化人として外交界で聞こえの高い兼松武大使を訪問したとき, ソ連の家族や性問題について私の疑問点に, 明快且つ詳細に答えて頂いたことは, その後の読書に, 幾分なりともその裏を見透す力を与えられたおもしろい幸運な機会となった。

社会体制の相違は, その人生観, 価値観, 従って日常の生活行動に異質的なものをもたらす, そこに展開される生活類型は, 他山の石として, 私たち日本人の生き方に, 自信や反省の機会を与えることになるであろう。そのような期待が, 諸研究書を開くとき, 私の心をソ連の旅への回想に導

くのである。

## II ソ連人の結婚観と実態

家族のあり方を規定する社会的要因は, 多様性をもつけれども, 唯物弁証法の論理の支配するソ連において, 最も重視されているのは経済体制である。A. G. ハルチェフによれば, それは社会生活の諸側面を直接また間接に貫き通すものとして制度としての家族の社会的地位や婦人の身分に影響を与える。従って, ソ連における社会主義の発展は, 結婚や家族関係の変化を生じさせ, 新しい型の家族に導く。即ち生産手段所有の社会化は結婚そのものの性質に基本的変化をもたらす, 経済的必然性が結婚道徳を支配するのである。(註)

〔註〕 Paul Hollander, *American and Soviet Society*, 1969, p. 173.

その公式的表現をもってすれば, 資本主義社会の経済的要求が, 男系子孫による私有財産継承を動機とする結婚を必要としているところから, 愛情を最上のものとする結婚の本質との矛盾をうみ出す。これに比較して, 社会主義のもとでの社会関係の総体は, 愛情のための結婚に最も好都合な雰囲気をつくり出す。ブルジョア社会では, 女性に対する経済的・政治的・法制的とくに道徳心理的差別が根強く存在するのに対して, 社会主義国では, 就職, 賃金, 市民権など凡て男子と平等を原則とする。1960年末のソ連経済統計では, 高等教育をうけた労働者の53%, また専門職訓練の高等および中等教育をうけた者の63%までが婦人によって占められ, そのことは社会主義体制が, 家族における男子優位性の経済的, 社会的基礎を掘り崩し, 結婚をして男女間の対等にして自発的な関係に変質せしめることを可能ならしめたのである。(註)

〔註〕 Paul Hollander, *op. cit.*, p. 174.

第二次世界大戦は, 戦後の物質的再建努力によって, ソ連の生活標準の回復に多くの時間を必要ならしめたばかりではなく, 幾百万の男子の戦死によって, 1959年で2470万の女子人口過剰を生じ今日も中・高年令層の人口構造にこの変態的現象が影響を与えている。その結果として, 思想・心理・人間行動は制約され, 古い所有形態, プチ・

ブルジョア、また性をめぐる無政府主義、その他の伝統との闘争は複雑さを免れず、従って今日のソ連における結婚ならびに家族の地位を、経済および社会構造の社会主義的転換の所産と見なすわけにはゆかぬ。進歩と古い慣習との混在が不可避なのである。社会主義的段階への移行過程にからみつくこの新旧の対立は、現在のソ連を理解し、また資本主義社会の結婚ならびに家族と比較するに当って、つねに考慮しなければならない。

ア・ゲ・ハルチェフが『ソ連邦における結婚と家族』（邦訳156頁以下）および Hallander, *American and Soviet Society* 中の前掲論文 (PP. 176~178 f.) に記す Leningrad 市民登録所 (ZAGS) の1962年のアンケート調査や Uzbek 共和国, Kiev 市, Tiumen 町, および Leningrad 州 Mgo 地区の資料には、ソ連人の結婚感覚が顕著に示されている。

その特徴的なものを抽出すれば、

1) 持続的な幸福な結婚の主要条件として、回答者の76.2%までが、愛情または愛情プラス意見の一致、相互信頼、誠実、友情などを挙げ、13.2%は諸権利の平等と尊敬、4%が愛情と住居状態、1.6%が愛情と物質的福祉、0.6%は子どもの存在、0.2%は「現実主義的生活観」と答え、あとの4.2%が無回答であった。「この比率は、ソビエト社会では、結婚への道徳的接近が優勢を示すに至ったことを表わしている」。(A.G. Kharchev-Hollander, P. 177)

2) 結婚と両親との関係を示すものとしては、「あなたは結婚後どこに住むつもりですか」への回答に「新住居を得たい」が僅かに9.4%、間借り15.6%に対して、親とは別居で新郎の家7.6%親とは別居で新婦の家7.6%に対して、新郎の親のもとで19.6%、新婦の親のもとで16%、新郎の親と新婦の親の家に交替に住むが2%というように、37.6%までが親と住むことを望んでいる。それは、スウェーデンで新婚組が両親との別居を極めて当然のこととしている一般通念と、対象的な数字を示している。ここで子女の結婚における両親の役割をみると、500組のうち79.6%までが結婚決定前に両親の同意を求め、その中の77.8%までが同意を得、1%は「得られたが、すぐではなかった」反対されたのは4組(0.8%)

に過ぎなかった。13%は親の同意を求めず報告のみ、3.4%は「両親は未だ結婚を知らない」であった。このように78.8%という大多数者が両親の同意を求めているが、そのことは、決定権が親にあるという意味ではなく、結婚相手の選択は当事者間で行なわれ、両親はただその選択に賛意を表明するにとどまる。それが、私的所有にからみつく、かつての結婚との著しい相違点なのである。革命前のような花嫁の持参金や花嫁代 (dowry and bride-price) の制度は、もはや田舎に行っても大衆の現象ではなく、そのような金銭的取り決めを伴うことは、世論の排撃を受けることになるが、時として若者たちの意志に反して、両親間でそのような取り決めが行なわれる風習が全く消滅したとはいえないとのことである。

3) 結婚に導く「知り合い」(acquaintance)の事情では (A.G. Kharchev-Hollander, P.178f.) 9%が幼な馴染 (同じ建物もしくは近所住い)、21%が職場での出会い、17.5%は学校、27.2%はレクリエーション場 (コミュニティセンター、ダンス場、スケートリング、劇場)、5.7%は家庭パーティ、5%は夏期休暇地、5.2%は友人の紹介、3.3%は親戚の紹介、0.7%は共同宿舎、1.6%は街頭、他の3.8%はその他の場所 (電車、汽車、病院、図書館など) となっている。このように結婚の約半数は、居所・職場あるいは学校と係わりのない場所での出会いの結果となっている。革命後の人口移動の増大によって、将来の配偶者の選ばれる社会地理的範囲 (the socio-geographic domain) の拡大する傾向にある。従って個人の道徳的・美的理想に対応することが可能になる肯定的側面があると同時に、比較的短期間の職場接触のみでの外面的観察に依る相手選択における評価および意思決定のもつ偶然性による否定的側面をも伴っている。<sup>(註)</sup>

〔註〕A.G. Kharchev, *ibid.* pp. 178—9.

4) 求愛段階 (stages of courtship) —— 結婚に先だつ交際期間は、2~3年が最も多く25.6%を占め、次が1~2年の23%、3~5年は14.8%、3~6カ月9.3%、5~8年9.1%、幼少期より5%、6カ月~1年5.6%、3カ月以下2.9%、それに「数日」の0.7%が続いて100%になる。これらのデータでは、大部分の結婚 (58.5%) が2カ年

以上の比較的長期間の交際の末おこなわれていてソ連における結婚が、相互理解への相当の準備の期間をもっていることは、自由諸国の場合とは著しく違った様相を示している。(註, Kharchev, *ibid*, p. 179.)

ここで特に注目されるのは、ア・ゲ・ハルチェフ『ソ連における結婚と家族』が、結婚前の同棲について、否定的見解を述べていることである。B. リンゼイが「友愛結婚」あるいは「試験結婚」と呼び、今日のスウェーデンでは、もはや極く一般的現象となっている試験的同棲について、ハルチェフの評言は、ソ連社会の一側面を理解するのに役立つであろう。

勿論、結婚前の同棲は、雌雄淘汰の一助となり、不幸な結婚を未然に防ぐ場合もあるであろう。しかしながら、現実が証明するように、マイナスの結果の方が「微量」のプラス面よりも数倍多いということである。社会学と倫理学が、この性的「試験」を認めるなら、それは婚前関係の奨励のように受けとられ、結婚に害を及ぼすことになることは明白である。こんなことになれば、未来の伴侶の肉体的資質を求める要求がかぎりなく強められ、すなわち選択の範囲と期間がどこまでも拡大されて、その結果、結婚が絶えざる結婚準備に漸次かえられてしまうであろう。そして、社会の道徳水準が著しく低下するであろう。というのは、無秩序な、行きあたりばったりの性関係は、モラルの不安定によってもたらされるだけではなく、モラルの不安定をも生じるものだからである。さらに、男女が遊び半分の「試験」関係を絶たないで、婚約者として長く居すわりつづけることは、エンゲルスが正しく指摘したように、「夫婦の不信のまごうかたなき予備校」となりうるのである。(註)

〔註〕ア・ゲ・ハルチェフ『ソ連邦における結婚と家族』(寺谷弘王訳), 174頁。

ハルチェフによれば、西側のセックスの「自由」より正確には、性の無秩序の風潮は、客観的には、ブルジョア体制とブルジョア的生活様式によるものと指摘しているが、それはソ連学者として当然の観点であろう。しかし彼は、西側の若い学生が「多数のアバンチュールにうつつをぬかす」主観面の一連の要因として、(1) 学校課程が知的側面偏重で倫理的側面に弱く、人間的理想の教育が欠如し、両性関係に文化的規範を欠いていること、(2) 男女別教育の場合、隔離の結果として「性的要求のみに基いて相手をさがす」よう馴らされていること、(3) 青少年のモラル的

成熟期の延長と、見聞、文学、年長者とのつき合い(特に狭い居住条件のもとでの)等による性的めざめの早期化、(4) 青少年に対する性教育の不在、または誤った教育方法などを挙げているのは、説得力をもつ見解である。

欧米諸国を訪れたあと、総括的な印象としていえることは、ソ連、殊に東欧ブルガリアにおける男女の関係は、西側とは比較にならないほど「オーソドックス」で安定しているということであった。しかしソ連の実状に明るいきる人物は、私の観察を批評して、ソ連の兵営と病院の隣接する近くの野原で、兵士と看護婦とがどんな光景を見せているかを知っているか、との話であったけれども、それらのことをすべて計算にいれるとしても、米国やまた最近の日本の「頹廢」を口にしたくなる一般的な風潮に比較して、ソ連の性と人格との結合の姿には、唯物論が素朴に官能主義的につながってゆく西側の若者たちとは異って、社会主義倫理に根ざすなにかが未だ影響力は少ないとしても、大衆のあいだに育ちつつあるように感じられるのであった。

モスクワ空港で、西側からきたヒッピー青年がジェット機から降り立ったとき、あたりの雰囲気とは全く異質的なものを感じさせた奇妙なコントラストが脳裏に深く刻み込まれたが、そのソ連的環境がどこまで田園の素朴さに因るものであるのか、而してまたどこまでか、革命後50余年を経て次第に浸透し始めた社会主義的人間関係の所産であるのかは、簡単に見分けがつかないけれども、ここにはたしかに、資本主義体制のコマーシャルイズムに毒せられない人間の健康さが活かしていることは、見逃すことができない。「ソビエト社会においては、性の紊乱を生じる客観的な社会要因は存在しない。……いまさらいうまでもなく、社会主義の条件下では、ブルジョア諸国に見られるような、セックスの問題への病的なまでの関心、エロ見世物、エロ文学の氾濫は存在しないし、また存在しえない。このことは、わが国の若い世代を、性的めざめの早期化からかなりの程度救っている」(註)(ア・ゲ・ハルチェフ、前掲書176頁)ということは、必ずしも誇張であるとはいえないであろう。

もっとも、ハルチェフみずからの認めているよ

うに、ソ連でも家庭や学校での情操教育は、最近まで低調であったし、居住条件も、いまなお、大人の性生活を子どもに目撃させる危険を孕んでいるし、青少年への性教育が、依然として低調であるところへ、西側からの出版物や旅行者によるブルジョア社会のイデオロギーや心理が、直接影響をおよぼし、革命前の慣習から受けつがれたさまざまな伝統・習慣・見解を刺激し、根強い活力を維持させている。それゆえに「性の紊乱を生じる客観的な社会要因は存在しない」という一方の見解とうらはらに、ハルチェフは「青年男女の相互関係に関する資料は、非常に多くの青少年がすでにセックスの経験をもって結婚していることを結論づけている」。「同時に、警察と人民自衛団の資料によれば、性の紊乱のケースもなかなかあるのである」。(註)と書き添えなければならなかった。(註、ア・ケ・ハルチェフ前掲書179頁)

それが社会主義文化の浸透にとり残された単なる過去の残滓として、将来、博物館の標本化する性質のものと同様でもよいのか、それとも、体制をつらぬく人間の生物学的欲求が、男女の性的関係が社会制度からの抑圧に抵抗して、性的関係のいわゆる自由化を求めてゆくのか、私たちは、歴史的現実の推移を注意深く見守らなければならないと思う。いかなる社会体制も、人間の生物学的事実を否定することはできない。しかし性的関係の真の自由化とは、それを絶対化することではない。人間の生物学的事実の側面のみを「解放」しようと望む自然主義は、歴史の動向に目を閉じるものであって、社会体制はこの厳然たる生物学的事実を否定するのではなく、人格尊重、人権擁護の民主化的方向へと合致させるように、秩序付けてゆこうとするであろう。

5) 平均結婚年齢は、結婚の自然的要求と社会的条件との調和点に成立するが、この社会的条件として、経済的に保護されたいという願望、社会的地位・名声等に対する功利主義的な態度、また結婚相手の選択に当って、この功利主義態度を堅持する親の干渉する事実が挙げられる。革命後においても、結婚慣習におけるこの社会的条件の影響は、地方的に残存しているが、社会主義体制は、次第にこの社会的条件を切り崩して、結婚相手の恋愛による自由な選択、即ち結婚の解放

(the liberation) と、結婚動機の人間本位化 (the humanization of its motives) への傾向をうみ出している。その結果として平均結婚年齢は徐々に低下し、結婚における新郎と新婦の「懸隔年齢」(marriage age ratio) も、次第に短縮の一途を辿っている。ハルチェフの掲げるレニングラード市およびレニングラード州における懸隔年齢の年代的推移を示す資料は、ソ連における新郎・新婦の年齢的關係の変貌を物語る興味ある数字を示している。(註)

〔註〕A.G. Kharcher, *op. cit.*, p. 183.

結婚における新郎・新婦の年齢的關係表 (%)

結婚の年次 と場所	新郎 が年 下	同年 令	新郎が年上					合計	
			1~3 才	4~6 才	7~9 才	10~ 12才 以上			
1920	都市	12.5	6.5	25.5	24.0	16.0	8.0	7.5	100
	農村	13.0	4.5	23.5	22.5	17.0	6.0	13.5	100
1940	都市	28.0	4.5	20.5	30.5	8.0	4.0	4.5	100
	農村	16.5	10.0	26.0	24.5	10.5	4.0	8.5	100
1960	都市	33.5	6.5	28.0	18.5	8.5	3.0	2.0	100
	農村	30.5	10.5	32.0	16.0	6.0	2.5	2.5	100

この資料においてまず気付くことは、夫婦の年齢の差の急激な縮少を示していることである。懸隔年齢7才以上は、過去には殊に農村において顕著であったものが、近年は都市と農村とがその位置を交替し、農村の懸隔年齢の方が都市よりも少なくなっていることは、農村婦人の経済的、社会的地位の変化を反映するものであろう。第二に男性が自分より年長の女性と結婚する事例が実に全結婚の約3/5の高率を占めていることに注目したい。それには戦後ソ連に生じた男女人口の不均衡が影響していることも考えられるが、ハルチェフは、これを男女関係の範囲が生活の精神的側面において拡大し、女性美の評価が豊かになり、従って、未来の花嫁を選ぶ規準が豊かになっている事実を物語るものというように、注釈を加えている。然りとすれば、ソ連の結婚には、結婚相手の選択に独得の境地を生みだしていると思わなければならないが、それは今後の興味ある研究課題である。

6) 離婚——結婚相手の選択の条件は、離婚原因と密接な関係をもつ。結婚当初に既に崩壊を予想させる不安定性を孕んだ選択の仕方、例えば打算や親の強制による結婚、あるいは結婚規範を逸脱する利己的な性的要求による結婚は、必然的に離婚への絶えざる可能性を準備する。年間の登録

離婚数で世界の先端をゆく米国では、離婚は人口の増加数にまさる速度をもって進行し、結婚を維持する夫婦のあいだでさえ、乱婚的現象が従来の「結婚」あるいは「家庭」概念を、本質的に改変しようとしているように見える。それに比較してハルチェフ的論理からいえば、たとえ米国と対比していかに経済的窮乏、また人口問題上の不均衡を存しているソ連であるとしても、社会主義体制によって、結婚相手の選択条件と動機における自由化と人間本位化とを進めてきたこの国では、離婚原因の稀薄化が、必然的に離婚そのものの減少に導くことになる筈ではあるが、世界人口統計年鑑によると、1970年の離婚率は、人口1000につき米国の3.50に対して、ソ連は2.63で、世界第二位を占めている。A. Valentinov に依れば、モスクワ市の離婚率は3.60で、ソ連国内最高である。参考までに他の諸国の離婚率の高いものを挙げるとハンガリー2.26、南アフリカ白人2.06、チェコスロバキア1.72、東ドイツ1.61、スウェーデン1.52、イギリス1.20と続き、日本は0.93となっている。それをいかに説明したらよいのか。

ハルチェフによれば、(ソ連邦における結婚と家族、邦訳184—188頁)ソ連には登録された離婚の全国的調査はなく、分析の素材としては、レニングラード市裁判所の資料があるのみである。その離婚原因の28%が夫婦の貞節の違背、21%が愛情喪失と性格不一致、17%が夫婦いずれか一方が子どもをつくる能力を欠くか性生活の不満、他の17%が夫の戦地からの未帰還、3%が投獄、5%は戦時中の家族離散の後、見つかったもとの家庭に帰りたいという願望、残りの9%が夫の乱暴、妻の家計切り回しの能力の無さ、住居と金銭問題の争いなどである。離婚のイニシアティブは、米国では全離婚のほぼ80%が女性、英国では55%が女性であるのに較べて、ソ連では約60%が男性によって行われている。離婚者の婚姻継続期間は、英国の離婚の大多数が10年以上暮した夫婦に起こっているのに較べて、ソ連では1年から4年までが30%、4年から6年が19%、1年未満が18%、6年から10年までが15%、10年から20年が14%、20年以上が4%の順になっていて、早期解消の多いのは日本の類型に似ている。

全離婚の48%までが婚姻継続年数4年以下であ

ることは、ハルチェフに依ると、青少年の道徳教育の立ち遅れによる責任感の未発達、選択の自由をふみ誤らしめているものと説明されている。米国や英国に多い虐待(米国で50%、英国で15%)、失踪(米国33%、英国40.9%)、がソ連では少く、ソ連の離婚では、夫婦関係の貞節、愛情喪失、性格不一致など、精神的局面が問題の中心的地位を占めているのは、ハルチェフの主張するように「社会体制の進歩性とヒューマニズムを証明する」ものといえるのかもしれない。

しかしハルチェフは「家族論再論」(Once More on the Family)<sup>(註)</sup>なるいま一つの論文において、愛情および結婚の幸福への努力が、結婚の優力な目標である社会主義体制において「しかし、全ソビエト市民が良心、義務、名誉、人格の品位の諸感覚を高度に発達せしめ、幸福の正しい観念と人生の意義を把握しているといいうるのであろうか。不幸にして否である。道徳的自覚は、今もなお、われわれの経済的発展に立ち遅れている」として、戦争の物質的および精神的影響の結果、経済的諸困難、ある親たちもしくは全家族の低調な道徳的水準、しかして最後に道徳的育成の体系そのものの欠陥と誤りの如き、社会主義社会のなかの封建的、資本主義的過去(the feudal-capitalist past)に基く否定的諸現象の残滓との闘争の必要を説いているのである。

### Ⅲ 性問題への基本的態度

以上のように、A.G. ハルチェフの研究を通して、ソ連の結婚の実態を検討し、併せて彼のそれに対する理論付けの跡を辿ってゆくうちに、とりわけ感ぜられることは、革命によって飛躍的変革の道を歩むと思われたソ連の家族が、あながい穩健で、革命当時の改革理論と思いきらべると、むしろ保守的とさえみえる進路を経ていることである。

革命直後、ボルシェビク急進派に属したアレクサンドラ・コロンタイ女史(Alexandra Kollontai)は、その作品『赤い恋』をもって若ものたちに「自由恋愛」を鼓吹し、事実、一部地域ではその信奉者たちが婦人の「国有化」を実施しよう

としたが、レーニンはこの極端派を抑え、スターの1929年の青少年コンミュンに関する憲章では奔放な性生活を排除して、性問題を愛情に基く堅実で永続的な結婚との係わりにおいてのみ、正しく位置付けうるものと規定したのである。ハルチェフ理論は、この青少年コンミュン憲章の倫理的色彩と伝統的道德との調和の線上を歩むものであって、ひろくソ連社会の支持を得たのである。彼の性問題への基本的態度は、婚前性交あるいは試験結婚を排除しようとするものであったが、その彼も、西側の性的革命、即ち性的自由、一層厳密には「性的無政府主義」が、社会主義的生活様式の蔭にもひろがりつつあることを認めなければならなかった。彼の住むレニングラードは、ソ連でも西欧化の最も著しい地域であって、出生率も低く、数多い墮胎の20%までが24才以下の女性によって占められ、その大多数が未婚女性である。ハルチェフは住居条件、飲酒、ブルジョア社会のイデオロギーや心理状態をその原因として挙げるとともに、特に都市の学生や勤労青年が、家庭や近隣社会の統制から脱却しつつある傾向に憂慮の眼を向けている。三世代家族より二世代の核家族へ縮小し、しかも経済的・生産的機能を喪失しつつあるソ連の現代の家庭において、その外側には学校、青少年活動、仲間集団などの社会化傾向は日に日に増大している。

米国およびソビエト社会の比較研究において、アメリカ側を代表する Peter Juviler が、“The Soviet Families, the American View”の一文において、「政治的危機は、逆流の時期をつくり出すこともあり得ようが、家族生活の長期的潮流は友愛結婚、より大きな肉体的プライバシー、引続いて高度化する全国民の離婚率の方向をとるであろう」。(Paul Hollander, *op. cit.*, P. 211.)と予言していることは、ハルチェフの誇る社会主義体制における結婚の真髄を、根底からゆるがすことを意味している。一国社会主義の時代ではなく、西体制共存から文化交流へ進む今日のソ連が、ハルチェフのいう「ブルジョア社会のイデオロギーや心理的状态」にゆきぶられる可能性は、私が二度のソ連滞在中に見開いた市民生活の各部分で感じとったことである。しかし Juviler 自身、*Mihajolo Mihajlov in Moscow Summer 19*

64.の「今日、ソ連社会以上に保守的な社会は他にない。極く僅かな変化、例えば新しい種類のネクタイや歌、ズボンの裾のひろさでさえが、大きな抵抗をひきおこすのである。」という言葉をつけて、「たとえ現在の離婚の背景や墮胎法が、世界の多くの部分で急性的と考えられているとしても、保守主義 (conservatism)こそは家族政策の通り言葉となってきたのである。」(Paul Hollander, ed., *op. cit.*, P. 210.)「ソ連で、この世紀のうちに何かは亡び去るとしても、結婚上の二世代家族はそれには入らないであろう。亡びゆくのは、ソ連がいま漸く抜け出しつつある全体的社会動員の時期の、耐乏し、命令され、恐怖政治のもとで、戦争に引き裂かれた家族のある特殊な思い出であろう」。(Paul Hollander, ed., *op. cit.*, P.211.)と控え目に述べざるを得なかった。

現代のソ連社会における結婚と家族の進路が、果して歴史に拘束されるソ連人の保守主義に過ぎないのか、それともハルチェフの主張するように社会主義体制の既定路線を、古い見解、習慣、伝統と執拗に斗争しながら「共産主義的道德理想」に邁進しつつあるのかは、今後の歴史の明らかにするところである。西社会体制の歩みよりの中で、たとえ現在の展望とは異質的な結婚および家族形態が生れるとしても、社会主義体制の存立意義をむなしくするような、資本主義体制に傾斜する結婚および家族形態に落ちこむとは、到底考えうることではない。そのソ連体制固有の展開こそ、私の関心の焦点なのである。それとの比較において、資本主義体制のなかの結婚と家族形態の長所・短所が、一段と鮮かに浮きぼりにされると考えるからである。

#### IV ソ連における家族政策

ソ連の家族政策には、二つの対立する潮流が見出される。その一つは「家族消滅論」(“the withering away of the family” theory)であり、いま一つは「家族強化論」(“further strengthening the family” theory)である。ソビエト革命後50余年は、その交錯するなかで、前者から後者への転換の大勢が支配した歴史であったといえることができる。

ソ連 研究家 Hulicka 教授夫婦に依れば、<sup>(註)</sup>ソビエト体制は同時にいくつかの目標達成をめざして、その家族政策を編み出してきた。その目標とは、(1) 政治的・宗教的・経済的隷従の諸形態から、婦人を解放すること、(2) 婦人を能うかぎり多く経済的生産に参加せしめること、(3) 急激な人口増加を計ること、(4) 党の命ずる諸目標に合致するように児童養育を整えることなどである。社会における家族の役割についての法的規範や理論的決定は、解放、生産性、人口増加または養育に必要な優先順位の変化次第で、時折改められ、既定の諸政策の予期しない悪い結果を除去するために、政策の変更が重ねられてきた。しかしそのソビエト家族政策の変化をつらぬいて、つねに主張されてきたのは、婦人のための形式的な法律的権利は、婦人を経済的・宗教的・社会的および伝統的な束縛から自由にする事なくしては、無意義であるというマルクス主義的前提であった。

〔註〕 Karel and Irene Hulicka, *Soviet Institutions, the Individual and Society*, 1967. pp. 562-572.

ボルシェビキ 政権成立の後数カ月にして、宗教的結婚手続きに代る任意契約の民事婚 (civil marriage) を認め、夫婦の一方からの要求に基づき、理由陳述ぬきの届出離婚と、妻への離婚手当、婚外出産にも婚姻による出産と平等の権利の承認、小学校より大学にいたる男女共学などを規定する布告を出しているが、1918年10月公布の家族法は、事実婚 (de facto marriage) 承認の原則とともに、生涯の結合よりも結婚解消の自由尊重に力点をおくコロンタイ女史たちの「自由恋愛」主義を基礎とするものであった。ここで妊婦が有給16週間の出産休暇を与えられることになった。1919年共産党綱領は、家庭における婦人の地位にふれて、「党の目的とするところは、形式的な婦人平等の宣言に限定されるものではなく、時代遅れとなった家政のすべての重荷を住居コンミュン、公共台所、中央洗濯所、保育所等々に置きかえることによって、婦人を解放せんとするにある。」と論じている。

ソビエト初期時代の党幹部の一致した見解によれば、伝統的な形態の家族は消滅し、国家が子どもたちの養育の責任を負い、婦人たちは経済にお

いて男性と完全な平等において活動するために、家事および育児をよるこんで放棄し、家族内の相互扶助の義務は、社会保障的処置によって解除され、男女間の結合はひとえに相互の魅力と同志意識に基くべきものと考えられた。A.M. Kollontai 女史の『共産主義と家族』(1920)の次の表現は、<sup>(註)</sup>当時のボルシェビキの家族観を代表するものであった。

「家族は、過去におけるごとく国家の必要物とは考えられなくなった。反対に、それは女性労働者を、より多くの生産やより重大な仕事から不必要に遠ざけてしまうのであるから、無用というよりも、一層有害なものである。それは子どもの養育の任務が………次第に共同体 (the collective) の手に移っているのであるから、家族成員それ自身にとっても、もはや必要ではない。しかし従来の家族の消滅のあと、男女の全然違った関係を含む新形態が生れてくるのを知るのであろう。それは愛情と友情との結合であり、共産社会の二つの対等な成員の結合であり、その双方が自由で独立的で、働き人同志となるであろう。」

〔註〕 A.M. Kollontai, *Communism and the Family*, London, 1920, quoted in K. and I. Hulicka, *op. cit.*, p. 564-5.

しかし1930年代初期に、これらの法制や家族消滅論の有害な諸結果は、社会の各方面にあらわになっていった。例えば重婚および離婚率はにわか増加し、大都市では妊娠者の30%以上が墮胎をおこない、自由恋愛ときまぐれの同棲が普通事となって、同時に5~6人の妻をもち、甚しいときは16人の妻をもつ乱行振りさえ報告された。多くの家庭では伝統的家族関係を維持しているにしても両親の権威は失墜し、子どもたちは親の政治的反抗を密告するよう学校から奨励される有様であった。かくして生れた一般的混乱状態は、社会的価値の崩壊と若い世代の育成の頹廢を不可避ならしめた。

1935年より36年にかけて、家族政策には重大な転換期が訪れた。1936年の法令を生みだした世論の合意点は「社会主義が家族の絶滅に導くという考えは、根本的に誤りであり、有害である。社会主義下において家族は絶滅するどころではなく、却って強化されねばならぬ。」「家族の完全な廃止によって、家族以外での性的関係をこれに代らしめようとするのではなく、女性が奴隷化され隷従していた古い家族形態を消滅しなければならぬ



いのである。」ということであった。『プラウダ』(Pravda, May 28, 1936.)の記事として引用されている次の記事は、「家族消滅論」の凋落を鮮かに教えている。

「われらがソビエト家族の強化について説く場合、厳密には、結婚・女性・子どもに対するブルジョアの態度の残存に対すどと斗争について語っているのである。いわゆる「自由恋愛」や凡ての無秩序な性生活は、徹頭徹尾ブルジョア的であって、社会主義的諸原則もしくは、ソビエト市民行動の倫理および基準とはなんの係わりももたない。……勿論、結婚や離婚は私事である。しかし国家は、誰かが女性を嘲弄し、あるいはその子どもを運命下に放棄することを許すわけにはゆかぬ。結婚は重大な責任上の事柄であって、軽率に取扱わるべきことではない。……われわれは、われわれの家族の安全を守り、健全なソビエト英雄たちを産み育ててゆかなければならない。」〔註〕

〔註〕The Hulicka, *op. cit.*, p. 566.

ここで「家族消滅論」に代って、新しく打ちだされてきたのが、社会主義的経済変革と婦人解放に基く「より自由にしてより強力な新家族の概念」(フリカ)である。1936年法令は、婦人をして、生産的社会生活への積極的参加と、その家族機能、即ち母としての義務とを調和せしめることを意図し、一夫一婦制(monogamy)を確立し、離婚は相互の愛情の疎隔を生じたときに限定しようとするものであった。親たることは、名誉ある権利・義務を担う美德であり、家族と社会の利害の合致が重視された。母親の経済的地位は改善され、墮胎は医学的理由ある場合以外には禁止され妊婦および幼児をもつ母親保護の処置が講ぜられ多子家族手当が実施され、離婚が金のかかる複雑な手続きに切り変えられたのは、この時のことである。戦争による人口減少の結果、1941年および1944年の法改正により、出産奨励策と独身税徴収の処置が講ぜられ、家族結合強化の方向はそのうち一貫して促進され、両親は、児童の養育と「新しいソビエト人」形成の重要な責任を負わされている。

ソビエト女性は、経済的、文化的およびその他の活動において、男子と平等の権利とその実際の機会を与えられ、現実、弁護士およびエンジニアの $\frac{1}{3}$ 、官吏および国民経済での専門職の $\frac{1}{2}$ 、また医師の $\frac{3}{4}$ は、女性によって占められている。しかし女性進出に必要な幹部職への機会が、どこでも

十分に備わっているとはいえず、女子学生や婦人労働者は、男子にくらべて、育児や家事に職場外時間のより多くの部分を割かざるを得ず、研究と職務訓練と公共活動に費す時間が制限されるため仕事や研修上の義務への積極的意欲を欠く結果に導かれ、結局女性の社会的地位は総体としてはいまなお不利な立場におかれていることは、滞在中にしばしば聞かされたことである。政府が今日婦人の社会的地位改善のために最も苦心していることは、児童施設の増設完備と住居設備の充実である。社会的施設の整備についての声高い宣伝で、充実を期待して訪れたソ連社会ではあるが、保育・幼稚園コンビナート(生後2カ月より7才までの子どものために保育園と幼稚園を結合した組織)の施設は、依然として数的にも設備的にも不備を免れず、従事者待遇は低く、親たちはそこに預けるよりは、せめて乳児期だけは職場をはなれて育児に専念したいという希望をもつ者が多いということであった。大都市では郊外のほかは一戸建ての家屋がなく、堂々たるアパートが立ち並ぶ偉容は壯観である。家賃が水光熱費を含めて勤労者給料の3~5%で済むと聞くと羨望にたえぬ思いがするけれども、アパートの中は、台所、浴室、便所の共同使用が多く、住居条件の窮屈さや保育施設の不備のため、子どもを多く産みながらいないという説明を聞くと、女性に負わされている生活の重荷が、男女の本質的平等の理想を裏切っているソ連の現実に、気重くなるのである。旅行を共にした福祉国家スウェーデンの学者たちは、眉をひそめる事実ではあったけれども、皇帝ロシアにおける大衆の窮乏にくらべると、それでも住民には、凡てがまだまだ「天国」であるという。ここには、未来への可能性が約束されているからである。ブレジネフ政権は、さし当り1975年までに、一世帯あたり45平方メートルの個別アパート建設を約束しているのである。

ソ連婦人は、このように児童施設の不備、劣悪な居住条件、買物行列を余儀なくされる日常生活の不便さなどによって、未だ職場と育児および家事との有効に調和される境遇に恵まれているとはいえない。彼女たちが労働に携わるのは、他の諸国と同じように家計的必要に出發していることは否定できないが、しかし社会主義教育の徹底によ

って、たとえ彼女たちの夫の所得が十分に家計を支える段階に達したとしても、彼女たちは勤労を拒否する心境には導かれまいであろうと、ソ連学者たちは誇らしげに語っていた。4年を経て訪れてみると、ソ連婦人の服装も化粧も格段に美しくなったという印象を受けたけれども、婦人解放と社会的地位の改善に貢献した社会主義体制への信頼と誇りとは、稼働能力をもつすべての女性をして、職場防衛への責任感を固守し続けさせるであろうという印象は、私にとって特に感銘深いものであった。

## V 家族消滅論と家族強化論

家族強化論と家族消滅論との対立は、第二次世界大戦に完全に終着をみたわけではなく、戦後においても児童教育において家族機能を尊重するか家族外の児童施設を中心とすべきかという形で、ソビエト家族政策に動揺を与えてきた。

1959年および1961年ソ連共産党大会は、「共産社会の全面的建設」(“full scale building of communist society”)を討議したが、彼らがしばしば引用したのは、アカデミー会員にして経済学者のS.G. Strumilinの“Novy mir”誌に掲げた論文であったという。(註)

〔註〕Peter Juviler, *Soviet Family*, in Hollander, *op. cit.*, p. 207.

Strumilinによれば、児童出生時から収容コンミューンの特別棟で20~30年、両親からは引離して育成さるべきであり社会の方が子どもたちを両親よりも遙かに良く養成すると記している。比較的孤立した家庭環境のなかでの親たちの溺愛は、子どもを利己的で個人主義的にするが、この二つの特性こそは、将来の共産社会の男女には不適格である。すべての子どもたちは家庭の外部に起居して、両親はただ子どもを訪問するだけでよい。Bernice Q. MadisonのStrumilinからの引用によれば、「ソビエト市民は誰もみな、産院をあとにして保育園への旅行切符を受けとり、そこから24時間制の幼稚園、さらに寄宿学校に入り、かくして産業または自分の選ぶ専門職の研究に参加して、独立生活を営む。(註)と予言している。

〔註〕Bernice Q. Madison, *Social Welfare in the*

*Soviet Union*, 1968, p. 70.

Strumilinによる家族外での育児の社会化の提議は、たちまち「共産主義のカリカチュア」として攻撃され、親子の愛情を讃美する論文が続出し、またフルフチョフは、22回党大会で公然と反撃を加えた。曰く「共産主義への移行過程で、家族が重要性を喪失し、時の経つにつれて消滅するであろうと主張する人々は、全く誤っている。」(註)と(Peter Juviler, *op. cit.*, P. 207.)。論文、『家族は社会の細胞である』(“The Family is a Cell of Society”)を記したKharchev,をはじめSoloviev, Sverdlov, Tadevosian等の学者たちは社会の基本的単位としての家族の永続的役割を確認し、未来世代の養育に対するその中心的貢献を強調し、共産主義のもとでは、家族は従来以上に一段と不可欠のものとなるであろうと主張したのであった。「彼らのみるところでは、家事の社会化と育児へのひろい政府の援護は、パーソナリティを豊かならしめ、男女間の一夫一婦的結合を強化するであろう。逆にそのことは、経済的目的のための結合としての家族の解体を促進するが、他の社会体制よりも共産主義にとって一層必要な、精神のおよび道徳的結合を強めることになるであろう。」(Bernice Q. Madison, *op. cit.*, P. 69.)。

1966年モスクワで出版されたD. Chesnokov and V. Karpushin, ed., *Man and Society*は、ソ連当局の意向を代弁する書であるが、「家族消滅論」とどめを刺す興味ある理論を展開している。曰く「おそらく、共産主義のもとでの家族の存続に反対する根本的な見解は、愛の感情——それなくしては夫婦の結合は不可避免的に重荷となるのであるが——それは一時的で過渡的な性質をもつものに過ぎないということを論拠とするものであろう。しかしその点こそ家族消滅論の最も弱点となっている。というのは、それこそ個人主義と利己主義の浸みこんだ極めて古くさいブルジョア的な接近の仕方である。それは、人間的愛の深く多面的な感情を、単に生理的魅惑に圧縮して、愛情の起りきた他の一切の理由を背後に追いやってしまうものである。この理論は、愛情の対象のなかに人間存在へ畏敬の念を見出し得ないならば真の愛情は成り立たないという事実を無視するものである。将来の社会が親たちをして子どもの養

育へのあらゆる配慮を免れさせる、というのは正しくない。社会教育の体系がいかにあろうとも、両親の精神的感化と模範や、両親の愛情は、何か補助的なものと見らるべきものではなく、豊かな独得の個性をもつ新しい人間の形成にとって絶対的に必要なものである。」<sup>(註)</sup>

〔註〕D. Chesnokov and V. Karpushin, ed., *Man and Society*, Moscow, 1966. p. 210。

1956年の第20回党大会で、Khrushchev は、「共産主義の十分に熟達した教養ある建設者を用意するという問題を、一層高いレベルで」解決するために、寄宿学校(“internats”)の促進決定の発表を行なっているが、その場合にも、子どもの性格発達のための組織的で多面的な教育活動プログラムは、特に家庭との協力を前提とするものと考えられ、「正常児」と「問題をもつ児童」とを問わず、両親の同意を得ることなくしては寄宿学校に入学を認めないと規定したのであった。<sup>(註)</sup>

〔註〕Bernice Q. Madison, *op. cit.*, p. 73。

その後、“internats”は、社会的に恵まれぬ孤児や、非行性をもつ児童、親の生活が異常性を帯びる場合などの収容を中心とするようになり、1960年からは、一般児童の集団生活訓練のための“extended-day school”が開設され全国に普及している。

成熟した社会主義的良心と、社会主義的民主主義に基く純粋に道徳的な社会を建設するためには「集団・個人的処遇”(“the collective-individual treatment”)の原則において特に集団主義教育に力点を置かなければならず、学令期において、寄宿学校や Komsomol のような施設を通して「制度的運営を通じての社会的統制”(“social control through institutional management”)を、訓練の基本方法としていることは、ソ連体制として当然のことと受けとられるが、その中味として案外と思われるほど、家庭の役割を重視しているのは一つには Krupskaja や A.S. Makarenko の愛の家庭教育思想の伝統が、ソ連教育の集団主義教育の心臓を貫いているからであり、一つにはまた革命初期のボルシェビキ急進主義の誤りが、にがい教訓となっているからである。H. Kent Geiger, *The Family in Soviet Russia*, 1968. は、ソ連政府の家族政策や学校、夏期キャンプ、

ピオネール・グループ、Komsomol 等による青少年の新しい社会的機会の展開、両親の職場労働による教育感化の減退、そこから生れる新旧世代のギャップと親の権威の失墜を分析したあと「親子のあいだの伝統的な愛情と尊敬のつながりは維持されるだけでなく、一層強められるであろうと期待される。」と結論し、「まことソビエトの親と子の将来、共産社会の未来については公的記述で予想されている通り、幸福なものとなるであろうし、予想されているよりは遙かに親子間のへだたりは少いものとなるであろう。」<sup>(註)</sup>と述べる事ができたのも家族強化論が家族消滅論を圧倒するソ連の伝統と現実を背景として、考察が進められているからである。

〔註〕Kent Geiger, *The Family in Soviet Russia*, 1968, p. 320.

家族が、社会の単なる上部構造よりも、もっと根深いところに制度存立の根拠をもっているということを、ソ連の社会史は物語っているように思われるのである。

#### 参 考 文 献

- (1) アンドレ・ジイド, ソヴェト紀行修正, 堀口大学訳 1937年.
- (2) ア・ゲ・ハルチュフ, ソ連邦における結婚と家族。——社会学的研究の試み—— 寺谷弘王訳1967.
- (3) Paul Hollander, *American and Soviet Society*, 1969.
- (4) Bernice Q. Madison, *Social Welfare in Soviet Union*, 1968.
- (5) Alex Simirenko, ed., *Soviet Sociology*, 1967.
- (6) Karel and Irene M. Hulicka, *Soviet Institutions, the Individual and Society*, 1969.
- (7) Walter D. Connor, *Deviance in Soviet Society*, 1972.
- (8) Nancy Rollins, *Child Psychiatry in Soviet Union*, 1972.
- (9) Robert J. Osborn, *Soviet Social Policies, Welfare, Equality, and Community*, 1970.
- (10) Herschel and Edith Alt, *Russian's Children*, 1959.
- (11) 木村明生, なかから見たソ連, 1971.
- (12) H. Kent Geiger, *The Family in Soviet Russia*, 1968.
- (13) D. Chesnokov and V. Karpushin ed., *Man and Society*, 1966.

- 論文 ① Peter Juviler, The Soviet Families, the American View, in *American and Soviet Society*. 1969.
- ② A.G. Kharchev, on Some Results of the Study of the Motives for Marriage, in *American and Soviet Society*. 1969.